

I 総括

1 沿革

(館山保健所)

- 昭和 15 年 4 月 1 日 館山市長須賀 61 番地に逓信省管内の館山簡易保険健康相談所が開設され、館山市、安房郡、夷隅郡を管内として、簡易保険の加入者を対象に軽易な診療と健康相談の業務を開始した。
- 昭和 19 年 10 月 1 日 館山保健所開設、隔日診療を行い保健所業務を開始した。
- 昭和 23 年 4 月 1 日 総務、業務の 2 課制となる。
- 昭和 26 年 4 月 1 日 総務、予防、衛生の 3 課制となる。
- 昭和 26 年 9 月 26 日 木造 2 階建(延 785.73 m²)の庁舎 (4,208 千円) が完成した。
- 昭和 39 年 4 月 1 日 総務、保健指導、予防、衛生の 4 課制となる。
- 昭和 39 年 11 月 7 日 レントゲン車が配車された。
- 昭和 44 年 4 月 19 日 現庁舎鉄筋 2 階建(延 843.75 m²)が完成 (37,080 千円) した。
- 昭和 50 年 4 月 1 日 総務、保健指導、予防、食品衛生、環境衛生の 5 課制となる。
- 平成 元年 4 月 1 日 環境保全課が設置され 6 課制となる。
- 平成 4 年 4 月 1 日 食品広域監視班が設置され、6 課 1 班となる。
- 平成 6 年 4 月 1 日 環境保全課が環境保全班と改組され、5 課 2 班となる。

(鴨川保健所)

- 昭和 19 年 10 月 1 日 設置認可され、同年 12 月 25 日開設。安房郡の一部、長狭 12 町村を勝浦保健所から分離し業務を開始した。
- 昭和 20 年 8 月 1 日 鴨川市横渚 714 番地、当時のセファランチン化学療法研究所を借り受け移転した。
- 昭和 23 年 10 月 1 日 性病診療所併設。
- 昭和 33 年 4 月 1 日 庁舎全部を取り壊し、同年 6 月 26 日総工費 6,725,000 円で新設した。
- 昭和 51 年 4 月 20 日 鴨川市横渚 1457 番地の 1 に新築移転した。

(安房保健所)

- 平成 9 年 4 月 1 日 地域保健法の全面施行に伴い、館山保健所、鴨川保健所が再編整備され安房保健所となる(5 課 1 地域保健センター)。
- 平成 12 年 4 月 1 日 組織変更により 6 課 2 班 1 地域保健センターとなる。
- 平成 13 年 4 月 1 日 組織変更により 6 課 1 班 1 地域保健センターとなる。

(安房保健所 [安房健康福祉センター])

- 平成 16 年 4 月 1 日 組織変更により、安房支庁社会福祉課と統合し、安房健康福祉センター[安房保健所]となる (5 課 1 地域保健センター)。
- 平成 18 年 4 月 1 日 組織変更により 4 課 1 地域保健センターとなる。
- 平成 20 年 4 月 1 日 組織変更により 4 課 1 班 1 地域保健センターとなる。
- 平成 24 年 4 月 1 日 組織変更により 5 課 1 地域保健センターとなる。
- 平成 30 年 4 月 1 日 組織変更により 6 課 1 地域保健センターとなる。
- 令和 6 年 2 月 13 日 鴨川合同庁舎再整備工事实施のため、鴨川地域保健センターを鴨川市広場 820、鴨川合同庁舎 1 階に仮移転。

表1 歴代所長

(館山保健所)

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初代	矢崎 紘郎	昭和 19. 10. 1～23. 11. 30	11代	服部 隆男	昭和 52. 5. 1～54. 4. 19
2代	山田 義男	昭和 23. 12. 1～26. 6. 15	12代	信藤 羊一	昭和 54. 4. 20～59. 3. 31
3代	遠藤 真三	昭和 26. 6. 16～29. 4. 23	13代	山田 裕巳	昭和 59. 4. 1～60. 4. 10
4代	島村 多之助	昭和 29. 4. 24～33. 12. 31	14代	小倉 敬一	昭和 60. 4. 11～62. 3. 31
5代	北原 圭三	昭和 34. 1. 1～34. 3. 31	15代	安藤 由記男	昭和 62. 4. 1～平成 2. 3. 31
6代	鷺谷 健次	昭和 34. 4. 1～43. 3. 31	16代	森尾 昭	平成 2. 4. 1～ 3. 3. 31
7代	稲田 正實	昭和 43. 4. 1～48. 3. 31	17代	碧井 猛	平成 3. 4. 1～ 5. 3. 31
8代	鈴木 貞三	昭和 48. 4. 1～49. 1. 10	18代	溝口 勝	平成 5. 4. 1～ 8. 3. 31
9代	松枝 張	昭和 49. 1. 11～52. 3. 31	19代	藤木 哲郎	平成 8. 4. 1～ 9. 3. 31
10代	今野 邦雄	昭和 52. 4. 1～52. 4. 30			

(鴨川保健所)

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初代	原 進一 (心得)	昭和 19. 10. 1～21. 2. 24	14代	木村 亮太郎	昭和 40. 4. 1～43. 3. 31
2代	宇田川 英敏	昭和 21. 2. 25～21. 5. 6	15代	稲田 正實	昭和 43. 4. 1～43. 9. 30
3代	秋田 六郎 (心得)	昭和 21. 5. 7～21. 11. 5	16代	今野 邦雄 (心得)	昭和 43. 10. 1～47. 3. 31
4代	矢崎 好郎	昭和 21. 11. 6～22. 6. 2	17代	鈴木 貞三	昭和 47. 4. 1～52. 3. 31
5代	遠藤 真三	昭和 22. 6. 3～26. 6. 15	18代	齊藤 実	昭和 52. 4. 1～55. 3. 31
6代	関野 茂夫 (心得)	昭和 26. 6. 16～28. 3. 10	19代	信藤 羊一	昭和 55. 4. 1～59. 3. 31
7代	広山 保夫	昭和 28. 3. 11～28. 10. 10	20代	齊藤 実	昭和 59. 4. 1～61. 3. 31
8代	高塚 太吉	昭和 28. 10. 11～30. 3. 31	21代	小倉 敬一	昭和 61. 4. 1～62. 3. 31
9代	汐田 弥太郎	昭和 30. 4. 1～31. 8. 15	22代	安藤 由記男	昭和 62. 4. 1～平成 2. 3. 31
10代	楠本 浩	昭和 31. 8. 16～32. 7. 2	23代	西村 明	平成 2. 4. 1～ 2. 9. 30
11代	長井 和行	昭和 32. 7. 3～34. 3. 31	24代	鈴木 弘一	平成 2. 10. 1～ 5. 9. 30
12代	稲田 正實	昭和 34. 4. 1～35. 3. 31	25代	藤木 哲郎	平成 5. 10. 1～ 8. 3. 31
13代	山田 義男	昭和 35. 4. 1～40. 3. 31	26代	井上 孝夫	平成 8. 4. 1～ 9. 3. 31

(安房保健所)

代	氏名	在任期間
初代	藤木 哲郎	平成 9. 4. 1~10. 3. 31
2代	佐久間 文明	平成 10. 4. 1~13. 3. 31
3代	中島 徹	平成 13. 4. 1~16. 3. 31

(安房保健所 [安房健康福祉センター])

代	氏名	在任期間
初代	伊藤 清臣	平成 16. 4. 1~18. 3. 31
2代	久保 秀一	平成 18. 4. 1~22. 3. 31
3代	松本 良二	平成 22. 4. 1~24. 3. 31
4代	大野 由記子	平成 24. 4. 1~27. 3. 31
5代	松本 良二	平成 27. 4. 1~31. 3. 31
6代	野田 秀平	平成 31. 4. 1~令和 2. 3. 31
7代	辻村 信正	令和 2. 4. 1~ 5. 3. 31
8代	金井 要	令和 5. 4. 1~

2 概要

管内（安房保健医療圏）は、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町の3市1町からなり、その総面積は575.91平方キロメートルである。

房総半島の南端に位置し、東は清澄山側の太平洋、西は鋸山側の東京湾を結び、およそ130キロメートルの海岸線に囲まれ、北部には房総丘陵があり、君津地域（君津保健医療圏）と夷隅地域（山武長生夷隅保健医療圏）に隣接している。

海岸部は、南房総国定公園に指定され、夏は涼しく冬は温暖な気候と豊かな自然にめぐまれ、花と海の観光レクリエーションゾーンとなっている。また、米、野菜、畜産や花の生産等が行われ、中小型船による沿岸・沖合漁業やアワビやサザエなどを採る磯根漁業などの各種漁業も盛んである。

管内人口の動向は、全人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は年々減少し、老年人口（65歳以上）の割合は増加している。管内の高齢化率は42.7%（令和5年4月1日現在）と、県内で夷隅地域に次いで高齢化が進んでいる。

このような地域特性から、観光客が利用する飲食店及び宿泊施設等への食中毒予防対策等の公衆衛生や少子高齢化対策として地域包括ケアシステムの構築等を推進している。

3 管内の状況

（1）管内の人口及び世帯数等の概況

表3-（1）管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k㎡)	面 積 (k㎡)
管 内	52,580	114,396	198.6	575.91
館山市	20,464	43,586	396.0	110.05
鴨川市	14,634	30,760	160.9	191.14
南房総市	14,549	33,640	146.5	229.55
鋸南町	2,933	6,410	141.9	45.17
県 総 数	2,868,701	6,273,530	1,216.5	5,156.72

出典：（人口）令和5年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

（面積）国土地理院 令和5年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表 3 - (2) - アのとおりで、令和 5 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分によると、0 歳～14 歳までの年少人口の割合は 8.4%、15 歳～64 歳までの生産年齢人口は 48.9%、65 歳以上の老年人口は 42.7%で、県に比べると年少人口及び生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高くなっている。

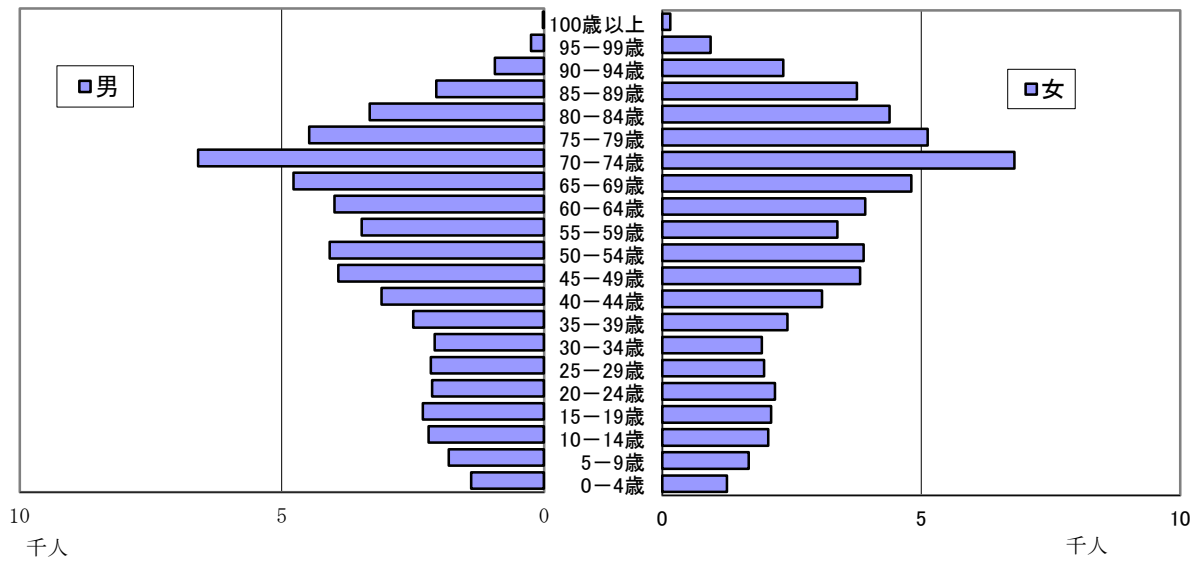
表 3 - (2) - ア 年齢構成の推移 (単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0 歳 ～14 歳	%	15 歳 ～64 歳	%	65 歳～	%		%
管内	20	142,529	15,722	(11.0)	81,905	(57.5)	44,902	(31.5)	—	—
	25	135,861	14,078	(10.4)	74,015	(54.5)	47,768	(35.2)	—	—
	30	127,114	12,014	(9.5)	63,858	(50.2)	51,242	(40.3)	—	—
	R3	121,554	10,804	(8.9)	59,636	(49.1)	51,114	(42.1)	—	—
	R4	119,542	10,367	(8.7)	58,428	(48.9)	50,747	(42.5)	—	—
	R5	117,723	9,864	(8.4)	57,625	(48.9)	50,234	(42.7)	—	—
館山市	20	50,891	6,070	(11.9)	29,968	(58.9)	14,853	(29.2)	—	—
	25	49,481	5,665	(11.4)	27,465	(55.5)	16,351	(33.0)	—	—
	30	46,978	4,863	(10.4)	24,115	(51.3)	18,000	(38.3)	—	—
	R3	45,447	4,323	(9.5)	22,942	(50.5)	18,182	(40.0)	—	—
	R4	44,937	4,190	(9.3)	22,691	(50.5)	18,056	(40.2)	—	—
	R5	44,414	4,006	(9.0)	22,489	(50.6)	17,919	(40.3)	—	—
鴨川市	20	36,954	4,127	(11.2)	21,673	(58.6)	11,154	(30.2)	—	—
	25	35,480	3,824	(10.8)	19,902	(56.1)	11,754	(33.1)	—	—
	30	33,396	3,213	(9.6)	17,725	(53.1)	12,458	(37.3)	—	—

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳 ～14歳	%	15歳 ～64歳	%	65歳～	%		%
	R3	32,046	2,986	(9.3)	16,662	(52.0)	12,398	(38.7)	—	—
	R4	31,523	2,899	(9.2)	16,276	(51.6)	12,348	(39.2)	—	—
	R5	31,064	2,751	(8.9)	16,071	(51.7)	12,242	(39.4)	—	—
南 房 総 市	20	45,002	4,581	(10.2)	24,937	(55.4)	15,484	(34.4)	—	—
	25	42,027	3,870	(9.2)	22,028	(52.4)	16,129	(38.4)	—	—
	30	38,727	3,370	(8.7)	18,243	(47.1)	17,114	(44.2)	—	—
	R3	36,719	2,987	(8.1)	16,745	(45.6)	16,987	(46.3)	—	—
	R4	35,968	2,814	(7.8)	16,305	(45.3)	16,849	(46.8)	—	—
	R5	35,287	2,674	(7.6)	15,990	(44.2)	16,623	(47.1)	—	—
鋸 南 町	20	9,682	944	(9.8)	5,327	(55.0)	3,411	(35.2)	—	—
	25	8,873	719	(8.1)	4,620	(52.1)	3,534	(39.8)	—	—
	30	8,013	568	(7.1)	3,775	(47.1)	3,670	(45.8)	—	—
	R3	7,342	508	(6.9)	3,287	(44.8)	3,547	(48.3)	—	—
	R4	7,114	464	(6.5)	3,156	(44.4)	3,494	(49.1)	—	—
	R5	6,958	433	(6.2)	3,075	(44.2)	3,450	(49.6)	—	—
県 総 数	20	6,199,089	833,409	(13.4)	4,184,741	(67.5)	1,180,939	(19.1)	—	—
	25	6,240,461	811,257	(13.0)	4,003,630	(64.2)	1,425,574	(22.8)	—	—
	30	6,297,271	773,764	(12.3)	3,859,943	(61.3)	1,663,564	(26.4)	—	—
	R3	6,319,128	747,204	(11.8)	3,846,179	(60.9)	1,725,745	(27.3)	—	—
	R4	6,305,476	736,282	(11.7)	3,834,066	(60.8)	1,735,128	(27.5)	—	—
	R5	6,307,481	724,299	(11.5)	3,845,562	(61.0)	1,737,620	(27.5)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図（令和5年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和5年4月1日現在）

表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～
管内 総数	117,723	2,476	3,272	4,116	4,329	4,438	4,098	3,935	4,636	5,960	7,501	7,933	7,108	7,687	9,101	12,279	10,523	7,933	5,754	3,303	1,158	183
男	56,686	1,301	1,701	2,134	2,253	2,132	2,139	2,050	2,376	2,977	3,779	4,064	3,569	3,914	4,536	6,049	4,902	3,509	2,081	955	242	23
女	61,037	1,175	1,571	1,982	2,076	2,306	1,959	1,885	2,260	2,983	3,722	3,869	3,539	3,773	4,565	6,230	5,621	4,424	3,673	2,348	916	160
館山市 総数	44,414	1,037	1,297	1,672	1,747	1,575	1,642	1,620	1,890	2,400	3,017	3,080	2,709	2,809	3,230	4,486	3,891	2,745	2,009	1,097	401	60
男	21,503	549	696	867	930	852	929	856	954	1,190	1,516	1,581	1,344	1,410	1,563	2,191	1,774	1,190	724	300	78	9
女	22,911	488	601	805	817	723	713	764	936	1,210	1,501	1,499	1,365	1,399	1,667	2,295	2,117	1,555	1,285	797	323	51
鴨川市 総数	31,064	786	867	1,098	1,133	1,691	1,406	1,184	1,297	1,540	2,013	2,118	1,805	1,884	2,249	2,971	2,528	1,952	1,405	805	281	51
男	14,861	416	451	570	608	684	678	598	658	757	1,019	1,072	905	954	1,128	1,431	1,184	901	518	245	78	6
女	16,203	370	416	528	525	1,007	728	586	639	783	994	1,046	900	930	1,121	1,540	1,344	1,051	887	560	203	45
南房総 市総数	35,287	564	962	1,148	1,253	965	859	941	1,198	1,691	2,124	2,304	2,172	2,483	3,002	4,020	3,362	2,716	1,908	1,151	404	60
男	16,952	283	483	585	602	492	447	495	630	857	1,071	1,190	1,109	1,293	1,516	2,036	1,571	1,183	680	351	71	7
女	18,335	281	479	563	651	473	412	446	568	834	1,053	1,114	1,063	1,190	1,486	1,984	1,791	1,533	1,228	800	333	53
鋸南町 総数	6,958	89	146	198	196	207	191	190	251	329	347	431	422	511	620	802	742	520	432	250	72	12
男	3,370	53	71	112	113	104	85	101	134	173	173	221	211	257	329	391	373	235	159	59	15	1
女	3,588	36	75	86	83	103	106	89	117	156	174	210	211	254	291	411	369	285	273	191	57	11

年齢 区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～
千葉県 総数	6,307,481	211,249	248,134	264,916	277,408	328,438	340,257	340,428	374,840	411,519	486,603	513,383	416,846	355,840	349,744	439,080	378,412	289,684	177,761	78,126	21,675	3,138
男	3,140,211	108,208	127,403	136,223	142,367	169,003	176,678	177,459	194,822	213,294	252,837	266,457	215,664	181,132	172,257	208,624	172,302	127,114	69,946	23,646	4,413	362
女	3,167,270	103,041	120,731	128,693	135,041	159,435	163,579	162,969	180,018	198,225	233,766	246,926	201,182	174,708	177,487	230,456	206,110	162,570	107,815	54,480	17,262	2,776

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和5年4月1日現在）

4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和6年4月1日現在)

区 分	安房健康福祉センター		鴨川地域保健センター		備 考
	曜 日	時 間	曜 日	時 間	
精神保健福祉相談	予約制	予約制	予約制	予約制	
断酒学級	第2月曜日 (祝日の場合は 第3月曜日)	14:00～16:00	-	-	
D V 相 談 電話相談 面接相談	月～金曜日 月曜日	9:00～17:00 9:00～17:00	- -	- -	面接 相談は 予約制
「障害のある人も ない人も共に暮らし やすい千葉県づくり 条例」に係る相談	月～金曜日	9:00～17:00	-	-	
H I V 相談・検査	即日検査	第1・3 月曜日	9:30～10:30	-	予約制
	夜間検査	不定期		-	
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)	第1・3 月曜日	9:30～10:30	-	-	予約制
腸内細菌検査	毎週火曜日	9:00～11:00	-	-	
思春期相談	年8回	14:00～16:00	年4回	14:00～16:00	予約制
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～17:00	-	-	
ひとり親家庭に 関する相談	月～金曜日	9:00～17:00	-	-	
結核管理・接触者 健康診断	随時	-	-	-	個別 通知

5 各種委員会

(1) 安房健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表 5 - (1) 運営協議会委員名簿 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
館山市長	森 正一
鴨川市長	長谷川 孝夫
南房総市長	石井 裕
鋸南町長	白石 治和
安房医師会理事	田中 かつら
安房歯科医師会長	山本 信也
安房薬剤師会薬業会長	杉本 英雄
千葉県看護協会安房地区部会長	橋野 みゆき
鴨川市社会福祉協議会長	榎本 豊
鋸南町主任児童委員監事	奈良田 真弓
千葉県保育協議会安房支会長	庄司 朋美
千葉県議会議員	三沢 智
千葉県議会議員	川名 康介
千葉県議会議員	木下 敬二
千葉県獣医師会安房支部長	種子島 貢司

安房保健所管内鴨川食品衛生協会会長	刈込 浩一
安房保健所管内栄養士会長	酒井 淳子
安房保健所管内食生活改善協議会長	高梨 節子
千葉県美容業生活衛生同業組合館山支部支部長	植木 初江
安房地区保健主事会長	小松 香江

(2) 安房保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条の規定により設置している。

法律第 24 条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表 5 - (2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
亀田総合病院 総合診療・感染症科部長	細川 直登
安房地域医療センター 総合診療科部長・感染管理室長	曾木 美佐
鴨川市立国保病院 総合診療科・内科医師	山田 悟史
村田司法書士事務所 司法書士	村松 智子
元小学校長	庄司 節子

6 機構及び事務内容

表6 機構並びに事務内容

(令和5年4月1日現在)

センター長 (兼)保健所長(技) 1名 副センター長 (兼)次長(事) 副センター長 (兼)次長(技) 副センター長 (兼)次長(技) (鴨川地域保健センター) 3名	総務企画課 6名	1. 人事、給与、歳入、歳出、庁舎管理、福利厚生等庶務に関する事 2. 医療法、医師法、歯科医師法及び歯科衛生士法に関する事 3. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に関する事 4. 診療放射線技師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法及び視能訓練士法に関する事 5. 死体解剖保存法に関する事 6. 医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、採血及び供血あっせん業取締法及び薬剤師法に関する事 7. 献血の推進に関する事 8. 保健師、助産師、看護師、栄養士等の身分に関する事 9. 地域保健の総合的推進に係る調査、研究及び企画調整に関する事 10. 保健、医療及び福祉に関する総合相談窓口に関する事 11. 保健、医療及び福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関する事 12. 人口動態調査等衛生統計及び調査に関する事 13. 広報及び啓発に関する事 14. 災害対策に関する事
	地域保健課 9名	1. 保健師事業に関する事 2. 母子保健対策に関する事 3. 成人保健対策及び老人保健対策に関する事 4. 難病対策に関する事 5. 肝炎対策に関する事(医療費助成関係) 6. 歯科保健対策に関する事 7. 母体保護法に関する事 8. 健康増進法に関する事 9. 調理師法に関する事 10. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事
	地域福祉課 4名(1)	1. 児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に関する事 2. 児童扶養手当及び特別児童扶養手当等各種福祉手当に関する事 3. 母子寡婦福祉に関する事 4. 介護保険に関する事 5. 家庭児童の相談指導、DV相談に関する事 6. 生活保護法に関する事 7. 行旅病人及び行旅死亡人取扱法に関する事
	健康生活支援課 13名	1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事 2. 予防接種法の施行に関する事 3. 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の施行に関する事 4. 食品衛生法及び食品表示法(アレルギー、消費期限、添加物等の表示に係るものに限る)の施行に関する事 5. 製菓衛生師法の施行に関する事 6. ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関する事 7. 狂犬病予防法の施行に関する事 8. 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する事 9. 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事 10. 理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法及び美容師法の施行に関する事 11. 水道法(水質基準並びに専用水道及び簡易専用水道に係るものに限る)の施行に関する事 12. 千葉県小規模水道条例の施行に関する事 13. 温泉法の施行に関する事 14. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事 15. 化製場等に関する法律の施行に関する事 16. 遊泳用プールの衛生に関する事 17. 飲用井戸等の相談及び指導に関する事 18. 住居衛生に関する事 19. 住宅宿泊事業法の施行に関する事 20. 健康危機対策(感染症、食中毒)に関する事
	検査課 3名	1. 細菌検査に関する事 2. 臨床検査に関する事 3. 食品衛生検査に関する事 4. 精度管理事業に関する事
	食品機動監視課 3名	1. 食品衛生法の施行に関する事 2. 食品監視計画に関する事 3. 食品収去計画に関する事 4. 食品監視業務に関する事
鴨川地域保健センター 12名	総務企画課の企画関係、地域福祉課の福祉・生活保護関係、検査課の業務を除く全ての業務	

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和5年4月1日現在)

	所長 (センター長)	次長 (副センター長)	総務 企画課	地域 保健課 【課長】	地域 福祉課 【課長】	健康 生活支援課 【課長】	検 査 課 【課長】	食品 機動監視課 【課長】	計
合計	1	2	6	【1】 9	【1】 4	【1】 13	【1】 3	【1】 3	41
医師	1								1
事務		1	4		【1】 4 (1)	1			10
薬剤師			2			【1】 2		2	6
獣医師						2			2
保健師		1		4		4			9
診療放射線技師						1			1
臨床検査技師				1		1	【1】 3		5
管理栄養士				【1】 2					2
精神保健福祉士				2					2
その他の技術職員						2		【1】 1	3
食品衛生監視員 (再掲)						【1】 5		【1】 3	8
環境衛生監視員 (再掲)						【1】 6			6

(注)

- ・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員の内訳は()に、課長の職種は、【 】内に再掲。
- ・再任用職員・育休任期付職員を含む。

表7 職員配置（鴨川地域保健センター）

（令和5年4月1日現在）

	次長（副センター長）	総務	地域保健業務	健康生活支援課業務	計
合計	1	2	3	7	13
医師					0
事務		1			1
薬剤師		1		1	2
獣医師				2	2
保健師	1		2	2	5
診療放射線技師					0
臨床検査技師				1	1
管理栄養士			1		1
精神保健福祉士					0
その他の技術職員				1	1
食品衛生監視員 （再掲）				3	3
環境衛生監視員 （再掲）				4	4

（注）

- ・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員の内訳は（ ）に、課長の職種は、【 】内に再掲。
- ・再任用職員・育休任期付職員を含む。